

# 荒廃農地の発生防止と解消について

## <対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

## <荒廃農地になる前に>

○荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には**多額の費用を要する**ことから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。

○個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域で土地利用計画を策定し、段階的に土地利用の最適化を図ることが有効。

○区画が不整形、狭小、排水不良など農地の条件が悪く、借り手が見つからない場合、高収益作物の導入や水田の畑地化など適地適作を行うための簡易な農地整備も有効。

### (参考) 荒廃農地になってしまうと・・・

- ・農地の集積・集約化が進みにくくなる。
- ・野生鳥獣のすみかとなり、周辺農地の鳥獣被害の原因となる。
- ・病虫害の発生要因となる。



## <荒廃農地を解消するために>

○農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。

○荒廃農地が発生した場合には、地域で農地のあり方を話し合い、解消すべき荒廃農地を選定し、自助努力による解消を図るのが基本。自助による解消が困難な場合、右の事例を参考に各種事業の活用を検討。

○各種事業のうち、ハード事業は事業費要件等があることから、複数の農地をまとめて整備することを検討。

○周辺農地もまとめて区画拡大、汎用化等を図る場合は本格的な農地整備を導入することも有効な手段。

○このほか、粗放的管理を行うことで、担い手への農地の集積を図るまでの間、農地の保全管理を行うことも有効。

○家畜を放牧し、荒廃農地を解消する取組も各地で実施。

## <発生防止と解消の具体的ツール(例)>

### 【多面的機能支払交付金】

実施期間 平成26年度～  
補助率 定額  
発生防止・解消実績  
▶発生防止面積 推計 約1.3～3.3万ha (H26～30合計)  
▶解消面積 178ha/年 (H26～30平均)

### ○事例 おおくさ水土里の会(愛知県小牧市)

- ・平成19年度から遊休農地の発生状況の把握、解消の取組を開始。
- ・遊休農地の解消・保全管理のため、発生場所の現地調査や土地所有者の情報収集、草刈等を実施。
- ・遊休農地の活用のため、近隣の営農者に、耕作を行うよう働きかけ。



### 【中山間地域等直接支払交付金】

実施期間 平成12年度～  
(第5期対策:令和2～6年度)  
補助率 定額  
発生防止・解消実績  
▶発生防止面積 推計 約3.9万ha (H27～R1合計)  
▶解消面積 17ha/年 (H27～30平均)

### ○事例 七折東広域協定(宮崎県日之影町)

条件不利地の荒廃農地の復旧を行うとともに農作業受託を中心にトマトや菓草など農産物の生産も行っている。(荒廃農地解消面積:2ha(H29))



町内の農用地は小面積で階段状

法人による農地の復旧作業

### 【きめ細かな農地整備等】

#### 1. 農地耕作条件改善事業

実施期間 H27～  
補助率 1/2等  
事業費要件 200万円以上

#### 2. 農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)

実施期間 R2～  
補助率 55%等  
地域要件 指定棚田地域等

1は事業メニュー「営農環境整備支援」、  
2は事業メニュー「産地振興追加補完整備」、  
「指定棚田地域保全整備」において、<耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備>が可能)

### 【本格的な農地整備等】

#### 1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

実施期間 H30～  
補助率 1/2等  
面積要件 10ha以上(中山間5ha以上)

(農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず実施可能)

#### 2. 中山間地域農業農村総合整備事業

実施期間 R2～  
補助率 55%等  
面積要件 中山間10ha以上  
(耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編が可能)

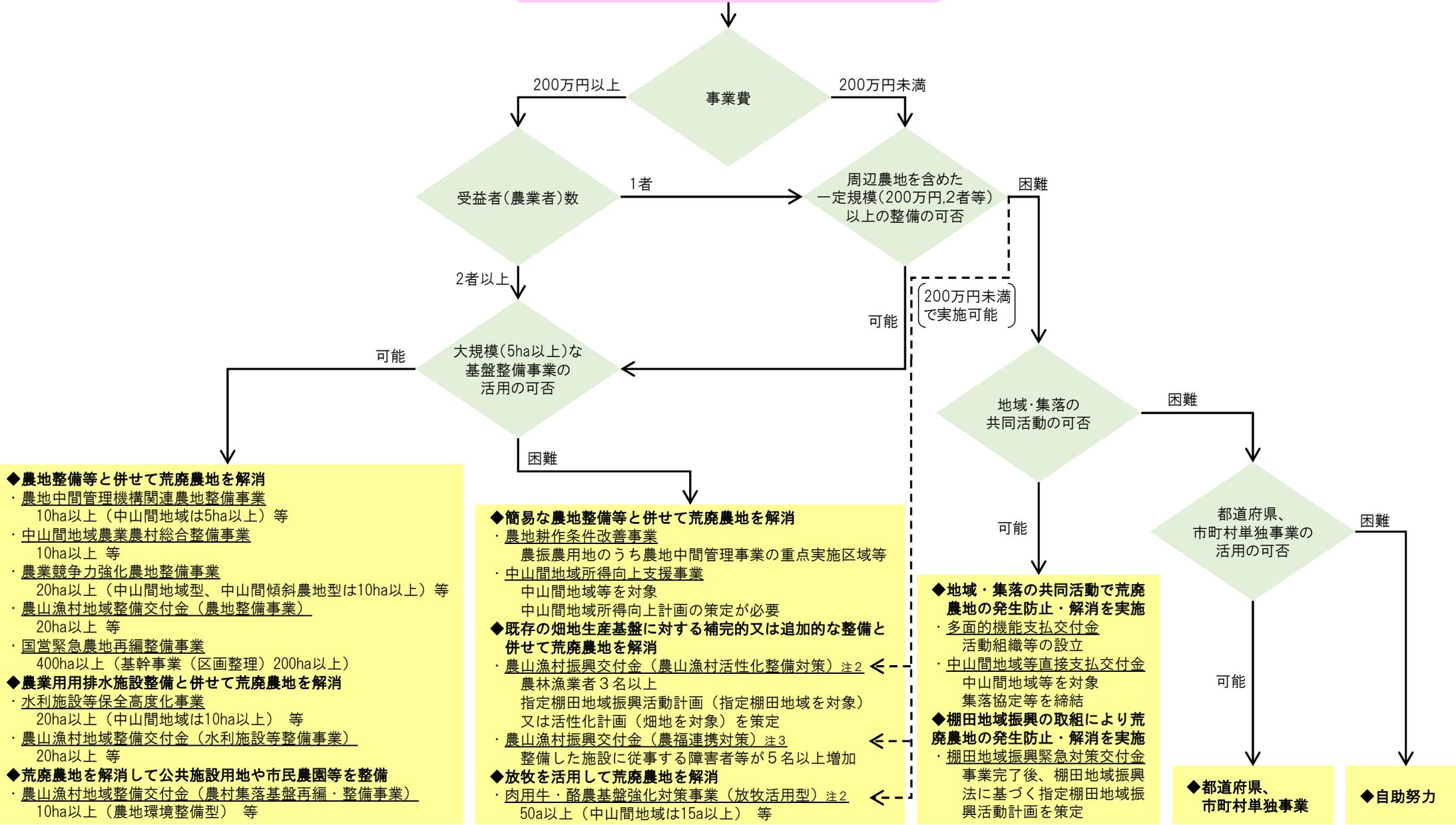
## <再生利用が困難な荒廃農地(B分類)の場合>

- 森林として活用
- 6次産業化施設等、農林業の振興に繋がる利用を検討。



# 荒廃農地解消のためのフローチャート

荒廃農地を解消したい



- ◆農地整備等と併せて荒廃農地を解消
  - ・農地中間管理機構関連農地整備事業  
10ha以上(中山間地域は5ha以上)等
  - ・中山間地域農業農村総合整備事業  
10ha以上等
  - ・農業競争力強化農地整備事業  
20ha以上(中山間地域型、中山間傾斜農地型は10ha以上)等
  - ・農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)  
20ha以上等
  - ・国営緊急農地再編整備事業  
400ha以上(基幹事業(区画整理)200ha以上)
- ◆農業用排水施設整備と併せて荒廃農地を解消
  - ・水利施設等保全高度化事業  
20ha以上(中山間地域は10ha以上)等
  - ・農山漁村地域整備交付金(水利施設等整備事業)  
20ha以上等
- ◆荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備
  - ・農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編・整備事業)  
10ha以上(農地環境整備型)等

- ◆簡易な農地整備等と併せて荒廃農地を解消
  - ・農地耕作条件改善事業  
農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
  - ・中山間地域所得向上支援事業  
中山間地域等を対象  
中山間地域所得向上計画の策定が必要
- ◆既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地を解消
  - ・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)注2 ←  
農林漁業者3名以上  
指定棚田地域振興活動計画(指定棚田地域を対象)  
又は活性化計画(畑地を対象)を策定
  - ・農山漁村振興交付金(農福連携対策)注3 ←  
整備した施設に従事する障害者等が5名以上増加
- ◆放牧を活用して荒廃農地を解消
  - ・肉用牛・酪農基盤強化対策事業(放牧活用型)注2 ←  
50a以上(中山間地域は15a以上)等

- ◆地域・集落の共同活動で荒廃農地の発生防止・解消を実施
  - ・多面的機能支払交付金  
活動組織等の設立
  - ・中山間地域等直接支払交付金  
中山間地域等を対象  
集落協定等を締結
- ◆棚田地域振興の取組により荒廃農地の発生防止・解消を実施
  - ・棚田地域振興緊急対策交付金  
事業完了後、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画を策定

- ◆都道府県、市町村単独事業
- ◆自助努力

(注1)各事業には上記フローチャート以外の事業実施要件が定められています。  
 (注2)本事業は、200万円未満でも実施可能。  
 (注3)事業のうち簡易整備型は、200万円未満で実施可能。

## 荒廃農地の解消

# 多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

## <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## <事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

## <事業の内容>

### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

#### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

#### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

### 【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 1,000 草地 80	320 700 300 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 600 畑 80 草地 40	700 300 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

# 中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

## <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

## <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,900) 百万円

##### ○ 第5期対策（令和2～6年度）のポイント

- ① 対象地域に**棚田地域振興法の指定棚田地域**（保全を図る棚田等に限る）を追加
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

- ③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**
- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

##### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜  
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜  
(傾斜：15度)

11,500円/10a

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b> 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b> 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

# 農地耕作条件改善事業

【令和3年度予算概算決定額 24,790 (24,990) 百万円】

## <対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組を支援します。

## <事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

## <事業の内容>

### 1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援します。

### 2. 高収益作物転換型

基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

### 3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

### 4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入について支援します。

※ 1と2の型では、リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業の農地整備・集約協力金により、農業者負担の軽減を図ることが可能です（整備費の最大12.5%）。

## 【実施要件】

①事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等（1～4の事業）

※ 2～4の事業はこれに加え、実質化された人・農地プランの対象区域等も対象とする。

②総事業費200万円以上、③農業者数2者以上、④スマート農業導入推進計画を策定（4の事業）等

※ 下線部は、拡充内容

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### きめ細かな耕作条件改善の支援



### 高収益作物への転換に向けた取組支援



### 労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



### スマート農業導入の支援



農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)  
生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

# 中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和3年度予算概算決定額 5,683 (5,000) 百万円】  
【令和2年度第3次補正予算額 954百万円】

## <対策のポイント>

地域の収益力向上等により、**中山間地域の特色を活かした営農を確立**するため、農業生産を支える水路やほ場等の**基盤整備**と、**生産・販売施設等の整備**を一体的に実施します。

## <事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

## <事業の内容>

### 1. 事業内容

#### ① 農業生産基盤整備

- ・所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・国土保全のための農用地保全施設
- ・農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

#### ② 農村振興環境整備（①に付帯して実施）

- ・農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・高収益作物の導入に取り組む新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等

### 2. 対象地域

- ・農産物の**高付加価値化等を通じた地域の所得確保**
- ・農地や水利施設等の**生産基盤の保全・再編利用**に取り組む地域

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

# 農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805 (9,805) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、**地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進**します。

## <事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用**するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や、地域資源の付加価値向上を推進**します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした整備計画の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 簡易ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

### 2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持**するため、**粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源対策等）によるモデル的な取組を支援**するとともに、感染症の流行などによる食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

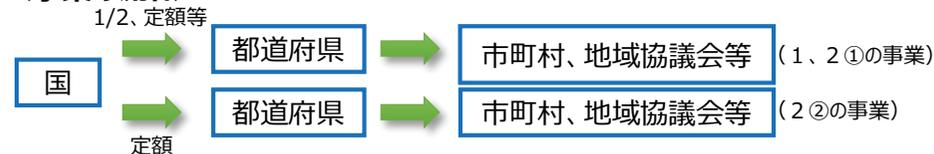
#### ① 粗放的農地利用型

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る土地利用計画の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電牧柵等条件整備
- ウ 蜜源作物の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証に必要な経費

#### ② 生産性検証（食料自給力確保）型

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証に必要な土壌改良や簡易な施設整備
- ウ 食料生産の実証に必要な生産コストや流通コスト等への支援

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

農村における多様な土地利用方策の取組支援

- 【専門家を入れた話し合い】
- 【土地利用計画、整備計画の策定】
- 【農地の簡易な整備】
- 【蜜源作物の取組】
- 【放牧の取組】
- 【高収益作物の導入】
- 【景観作物の取組】
- 【生産性の検証】

農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）